

## 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例 (案) について

### 1 地域主権改革について

地域主権改革とは、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しており、国が地方に優越する上下関係から対等なパートナー関係へ転換することを目的としています。

この改革では、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めるものを「義務付け・枠付けの見直し」と位置付けています。

### 2 水道法の一部改正について

今まで、政令で全国一律に定められていた水道技術管理者・水道の布設工事監督者の資格に関する基準について、地方公共団体の職員には、地域の実情に応じた資格の設定ができるよう、平成24年4月1日付けで水道法が一部改正（1年間の経過措置）されました。

これにより、水道の布設工事監督員の技術資格と配置の基準、水道技術管理者の資格基準が条例に委任され、政令は、条例を制定する際の参酌すべき基準と位置付けられました。

○ 参酌すべき基準とは… 十分参照した上で判断しなければならない基準で、条例制定には、法令の基準を十分参照し、この妥当性を検討した上で判断することというもの。法令の基準と異なるものとするときは、地域の実情に応じて定めることも許される。

### 3 本市の条例案について

#### (1) 名称

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例(仮称)

#### (2) 条例案の考え方

水道技術管理者の資格基準及び布設工事監督者の配置、資格基準については、本市だけの地域等を考慮すべき独自性を規定する必要性はなく、現在の基準を継承することが妥当であるため、法令の基準どおりとします。

また、水道技術管理者の職務内容は、平成15年に職務に関して必要な事項を「秦野市水道局水道技術管理者の職務に関する規程」として定めていることから、この規程で定めていた任命の方法、職務内容を合わせて条例化するものです。

### (3) 条例案の内容

#### ア 布設工事監督者の配置基準

布設工事監督者とは、水道法第12条を根拠に、次の配置基準に定める工事の施工に関して、技術上の監督業務を行う者です。

- (7) 水道施設（水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設）の新設工事
- (イ) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (ロ) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

#### イ 布設工事監督者の資格基準

- (7) 大学の土木工学科で衛生工学・水道工学学科を履修して卒業後、2年以上の水道実務経験
- (イ) 大学の土木工学科で衛生工学・水道工学学科以外の科目を履修して卒業後、3年以上の水道実務経験
- (ロ) 短期大学で土木科の科目を履修して卒業後、5年以上の水道実務経験
- (イ) 高等学校で土木科の科目を履修して卒業後、7年以上の水道実務経験
- (ロ) 10年以上の水道実務経験
- (ハ) 厚生労働省令の定める前各号と同等以上の技能を有する者
- (ニ) 外国学校で(7)から(イ)までと同等の科目を履修して卒業後、それぞれの水道実務経験年数
- (ホ) 技術士法の規定による第二次試験合格者で1年以上の水道実務経験

#### ウ 水道技術管理者の資格基準

水道技術管理者とは、水道法第19条に基づき、水道事業（上水道・簡易水道・専用水道）の設置者が必ず設置しなければならないと定められている技術面における責任者です。

- (7) 布設工事監督者の資格基準を有する者
- (i) 土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の学科を履修して卒業後、大学は4年以上、短期大学は6年以上、高等学校は8年以上の水道実務経験
- (ii) 10年以上の水道実務経験
- (I) 工学、理学、農学、医学、薬学以外の学科を履修して卒業後、大学は5年以上、短期大学は7年以上、高等学校は9年以上の水道実務経験
- (i) 外国学校で(i)又は(I)と同等の科目を履修して卒業後、それぞれの水道実務経験年数
- (h) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道管理講習（日水協の定める水道技術管理者講習）修了者

#### エ 水道技術管理者の任命と事務

- (7) 任命は、資格のある職員の中から市長が行う。
- (i) 水道局長の指揮監督の下に、次に掲げる事務に従事する。
  - a 水道技術上の重要な事項に関する事務
  - b 水道法第19条第2項に定められた事務

職員に対して、必要な技術的指導及び監督を行うこと水道施設が、施設基準に適合しているかどうかの検査、水質検査及び施設検査、給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかどうかの検査、健康診断、給水の緊急停止など

#### オ 水道技術管理者の職務補助者

水道技術管理者の職務を補助し、その職務の円滑な処理を図るため、水道局に水道技術管理補助者を置くことができる。

- (4) 今後の手続きについて  
平成24年第4回定例会（12月）